

平成20年 5 月

# 熊野市議会臨時会会議録

平成20年 5 月14日 開会

平成20年 5 月14日 閉会

熊 野 市 議 会

## 平成20年 5月熊野市議会臨時会会議録目次

### 第1日（5月14日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
会議に出席した事務局職員の職氏名	2
議事日程	2
開 会	4
諸般の報告	4
説明のための出席者	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第1号	5
議案第2号	5
議案第3号	19
議案第4号	19
議長の辞職願について	26
議長の選挙	27
副議長の辞職願について	29
副議長の選挙	30
同意案第1号	33
紀南病院組合議会議員の選挙	34
紀南介護保険広域連合議会議員の選挙	35
東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙	36
閉 会	37

平成20年 5 月熊野市議会臨時会会議録

平成20年 5 月14日（水曜日）

平成20年 5月熊野市議会臨時会会議録

平成20年 5月14日（水曜日）

第 1 日

招集年月日 平成20年 5月14日（水）  
招集の場所 熊野市議会議場  
開 会 平成20年 5月14日（水）午前9時00分  
閉 会 平成20年 5月14日（水）午前11時45分

出席議員

1番	濱	重明君	2番	和田	いく子 さん
3番	増田	幸美君	4番	山田	実君
5番	下田	克彦君	6番	岩本	育久君
7番	大西	三春 さん	8番	樋口	雄史君
9番	山本	良正君	10番	山本	洋信君
11番	中田	悦生君	12番	前地	林君
13番	前田	桂之助君	14番	松山	秀夫君
15番	清水	純一君	16番	上嶋	治之君
18番	堀	力君			

欠席議員

17番 今西 春由君

## 地方自治法第 121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市	長	河上 敢二 君	特 別 参 与	下川 勝三 君
収 入	役	山川 勝 君	総 務 課 長	城 六男 君
税 務 課 長		和田 仁 君	地 域 振 興 課 長	向山 兼司 君
監査委員事務局長		岩本眞知子 さん		

## 職務のため出席者

事 務 局 長	松下 任克 君	次	長	山口 耕作 君
議 事 係 長	坪井 孝之 君	庶 務 係 長		田岡 理恵 さん

## 提出議案

- 議案第 1 号 専決処分の承認について
- 議案第 2 号 専決処分の承認について
- 議案第 3 号 熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第 4 号 熊野市入鹿温泉の供給に関する条例の一部を改正する条例案
- 同意案第 1 号 熊野市監査委員の選任について

## 議事日程

開 会

諸般の報告

- 1 第91回東海市議会議長会定期総会出席報告
- 2 説明員の報告

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[提案理由、内容説明、質疑、討論、採決]

日程第3 議案第1号 専決処分の承認について

日程第4 議案第2号 専決処分の承認について

[提案理由、内容説明、質疑、委員会付託、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決]

日程第5 議案第3号 熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

日程第6 議案第4号 熊野市入鹿温泉の供給に関する条例の一部を改正する条例案

[提案理由、採決]

日程第7 同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

日程第8 紀南病院組合議会議員の選挙

日程第9 紀南介護保険広域連合議会議員の選挙

日程第10 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

閉 議

閉 会

---

午前 9時 00分 開会

開 会・開 議

○議長（樋口雄史君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席の届出は17番 今西春由君、遅刻の届出は16番 上嶋治之君であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年5月熊野市議会臨時会を開会いたします。

---

#### 諸般の報告

○議長（樋口雄史君） 会議に先立ち、諸般の報告については、去る4月24日、第91回東海市議会議長会定期総会が岐阜市において開催され、副議長とともに出席いたしましたので、ご報告いたします。

なお、会議の協議事項はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

---

#### 説明のための出席者

○議長（樋口雄史君） 次に、地方自治法第121条の規定により、関係当局に説明員の出席を求めたところ、お手元に配付いたしております文書のとおり通知を受けております。

---

○議長（樋口雄史君） これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 会議録署名議員の指名

○議長（樋口雄史君） 日程第1 今期臨時会の「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により、議長において、

6番 岩本 育久 君

15番 清水 純一 君

を指名いたします。

---

### 会 期 の 決 定

○議長（樋口雄史君） 日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期については、本日から1日間することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決しました。

---



## 議案の上程（議案第1号・第2号）

○議長（樋口雄史君） 日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」及び日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」を一括議題といたします。

### 提案説明

○議長（樋口雄史君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。平成20年5月熊野市議会臨時会に提出いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認について」につきましては、国民健康保険税の算定において後期高齢者医療制度の創設に伴う後期高齢者支援金等課税額の新設、及びこれと関連した税率等の改正を本年4月1日に施行する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第2号「専決処分の承認について」につきましては、個人住民税における寄附金税制の拡大、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入など、地方税法等の一部を改正する法律が、平成20年4月30日に公布されましたが、同日施行された規定があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、熊野市税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 上程議案の内容説明

○議長（樋口雄史君） 次に、内容の説明を求めます。

税務課長。

（税務課長 和田 仁君 登壇）

○税務課長（和田 仁君） おはようございます。早速、議案第1号「専決処分の承認につきまして」内容のご説明を申し上げます。

今回の熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、平成18年6月21日に公布されました健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、本年4月1日から後期高齢者医療制度が発足したことに伴い、市・町国民健康保険においても、これを財政支援するための改正でございます。

今回の改正の主なものは、国民健康保険税の賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、その算定額基準等を定めること、課税賦課限度額の変更でございます。

なお、地方税法等の一部を改正する法律案が、平成20年3月31日までに成立していなかったことから、本年2月22日、市議会全員協議会の場でご説明を申し上げました内容のうち、特定世帯にかかる減額措置についてはこの改正に含まれていません。特定世帯に関する国民健康保険税の減額措置については、このあとご説明申し上げます、議案第3号「熊野市国民健康保険税条例の一部改正」に盛り込まれております。

それでは、順を追ってできるだけ簡単にご説明申し上げます。

議案書では3ページでございますが、別冊議案説明資料でご説明させていただきます。

議案説明資料1ページの新旧対照表をご覧ください。

熊野市国民健康保険税条例の本則の改正であります。第2条第1項は、国民健康保険税の賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加するものであります。同条第2項は、いわゆる医療費分の基礎課税額の限度額を「53万円」から「47万円」へ変更するものであります。

1ページから2ページをご覧ください。同条第3項は、新設された条項で後期高齢者支援金等課税額を所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする算

定方法並びに課税限度額を12万円と定めるものであります。同条第4項は、介護納付金課税限度額を「8万円」から「9万円」に変更するものであります。第3条第1項は、基礎課税額の所得割額の税率を「100分の6.5」から「100分の5.0」に変更するものであります。第4条は、基礎課税額の資産割額の税率を「100分の50」から「100分の42」に変更するものであります。

3ページをご覧ください。第5条は、基礎課税額の被保険者均等割額を、被保険者1人について「1万9,200円」から「1万4,800円」に変更するものであります。

第6条は、基礎課税額の世帯別平等割額を1世帯について、「2万2,800円」から「1万9,200円」に変更するものであります。

第7条から第10条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額にかかる税率等を新たに整備したものであります。第7条において所得割額の税率を「100分の1.5」に、第8条において資産割額の税率を100分の8.0に、第9条において被保険者均等割額を、被保険者1人について4,400円と、第10条において世帯別平等割額を3,600円と定めております。

以上の税率の改正において、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の合算した金額は、これまでの基礎課税額と変わらないように設定しており、税率の改正による税負担の増減はございません。

4ページをご覧ください。第11条から第14条は、今回の条例の一部改正により、第2条第3項及び第7条から第10条が新たに整備されたことに伴い、引用条項第2条第3項を、第2条第4項に改めるとともに、それぞれ条を4条繰り下げるものであります。第15条は、条の繰り下げであります。第16条は、条繰り下げに伴う引用条名の変更であります。

4ページから5ページをご覧ください。第17条は、第3期の納期を1カ月繰り上げ、7月1日から同月31日に改正するものであります。

5ページから6ページをご覧ください。第18条第1項は、字句の修正、条繰り下げに伴う引用条名の変更、及び条の繰り下げであります。同条第2項は、字句の修正、及び国民健康保険法改正に伴う引用条名の変更であります。同条第4項及び第6項は、第2項同様に引用

条名の変更であります。

6 ページ末尾から 7 ページをご覧ください。第19条から23条までは、条の繰り下げであります。

7 ページから 8 ページをご覧ください。第24条、第25条及び第27条は、条繰り下げに伴う引用条名の変更、及び条の繰り下げであります。第26条は、条の繰り下げであります。

9 ページをご覧ください。第28条第1項第1号は保険税の7割軽減額について定めたものでありますが、基礎課税額の被保険者均等割額の軽減額を被保険者1人について「1万3,440円」から「1万360円」に、世帯別平等割額の軽減額を「1万5,960円」から「1万3,440円」に変更し、新たにウ・エの条項を加え、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の軽減額を、被保険者1人につき3,080円に、世帯別平等割額の軽減額を2,520円に定めています。

9 ページから10ページをご覧ください。同条同項第2号は、保険税の5割軽減額について定めたものでありますが、基礎課税額の被保険者均等割額の軽減額を被保険者1人について「9,600円」から「7,400円」に、世帯別平等割額の軽減額を「1万1,400円」から「9,600円」に変更し、新たにウ・エの条項を加え、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の軽減額を被保険者1人について2,200円に、世帯別平等割額の軽減額を1,800円に定めております。

10ページから11ページをご覧ください。同条同項第3号は、保険税の2割軽減額について定めたものですが、基礎課税額の被保険者均等割額の軽減額を被保険者1人について3,840円から2,960円に、世帯別平等割額の軽減額を4,560円から3,840円に変更し、新たにウ・エの条項を加え、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の軽減額を被保険者1人について880円に、世帯別平等割額の軽減額を720円に定めております。7割軽減、5割軽減及び2割軽減においても、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の軽減額の合算額は、改正前の軽減額と増減はございません。

なお、同条第3項が削除されまして、これまで保険税の2割軽減を受けるためには、申請が必要でございましたが、申告、あるいは資料等により前年の所得等が確定しておれば申告

しなくても保険税の軽減が受けられるようになります。

11ページをご覧ください。第29条から第32条は条の繰り下げであります。

続きまして、附則の改正についてご説明いたします。12ページをご覧ください。附則第6項は、附則第7項から10項が削除されたことに伴う字句の削除、及び本則改正による引用条名の変更であります。

12ページから14ページをご覧ください。附則第7項から第10項は、特例措置の適用期限が過ぎたことにより削除されました。これに伴い附則第11項以降の条項は、4項ずつそれぞれ繰り上げされました。

14ページから18ページをご覧ください。附則第7項、第9項、第12項及び第14項は、本則改正に伴う適用条文の追加並びに引用条名の変更であります。

15ページをご覧ください。附則第8項は条項の繰り上げであります。

16ページから17ページをご覧ください。附則第10項及び第13項は、本則1条において定義されているため字句を削っています。附則第11項は条項繰り上げに伴う引用条項の変更であります。

18ページから20ページをご覧ください。附則第15項及び第16項は第10項、第13項同様字句の削除とともに、本則適用条文の追加並びに引用条名の変更であります。なお、条例改正の施行日は、平成20年4月1日であります。

21ページをご覧ください。この条例改正に伴い附則において、熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成19年熊野市条例第38号）の附則第3項について、引用条名を変更しております。また、附則第4項においては字句の削除を行っております。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第2号「専決処分の承認につきまして」内容のご説明を申し上げます。

今回の熊野市条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律等が、平成20年4月30日に公布されたことによります改正でございます。

今回の改正の主なものは、個人住民税における寄附金税制の拡充にかかわるもの、証券税制にかかわるもの、公益法人制度改革に対応した法人市民税、固定資産税にかかわるもの、住

宅税制に関連する固定資産税の減額措置に関するもの、個人市民税における公的年金からの特別徴収制度の導入に関するものでございます。

それでは、順を追ってできるだけ簡単にご説明申し上げます。

議案書では7ページでございますが、議案説明資料でご説明させていただきます。

議案説明資料、第23ページの新旧対照表をご覧ください。

熊野市税条例本則の改正であります。第19条は、公的年金等にかかる特別徴収制度が導入されることに伴う適用条文の追加、字句の修正であります。

24ページをご覧ください。第23条第1項第4号及び同条第3項は、公益法人制度改革関連3法が施行することに伴う字句の修正、加除であります。

24ページから28ページをご覧ください。第31条第2項及び同条3項は字句の修正削除のほか、公益法人制度改革関連3法の施行に伴い、法人市民税の均等割税率表を改正するものであります。

28ページをご覧ください。第33条第3項及び同条第5項は字句の修正及び条文改正に伴う引用条名の変更であります。

28ページから29ページをご覧ください。第34条の2は、寄附金控除が所得控除から税額控除にされることに伴う字句の削除であります。

29ページから32ページをご覧ください。第34条の7は、寄附金税額控除に該当する寄附金控除の算定方法を新たに定めたものであります。第34条の8及び第34条の9は、字句の修正、地方税法改正に伴う引用条名の変更及び条の繰り下げであります。

33ページから34ページをご覧ください。第36条の2第1項及び同条第4項は、寄附金税額控除を受けるための手続きを定めるほか、寄附金控除が所得控除から税額控除に改正されたことにより字句の修正、削除であります。また、同条第6項は公的年金等にかかる特別徴収制度が導入されることに伴う字句の修正であります。

34ページから35ページをご覧ください。第38条第1項及び第41条第1項は、公的年金等にかかる特別徴収制度が導入されることに伴う適用条文の追加であります。

35ページから37ページをご覧ください。第44条第1項及び同条第4項は字句の修正、同条

第2項及び同条第3項は公的年金等にかかる特別徴収制度が導入されることに伴う字句の修正であります。

37ページをご覧ください。第45条第2項は見出しの修正、公的年金等にかかる特別徴収制度が導入されることに伴う字句の修正であります。第46条は見出しの修正であります。

37ページから38ページをご覧ください。第46条の2は見出しの修正、同条第1項は条文の字句の修正であります。

38ページから39ページをご覧ください。第47条も見出しの修正、同条第1項及び同条第2項は公的年金等にかかる特別徴収制度が導入されることに伴う字句の修正であります。

39ページから40ページをご覧ください。第47条の2は、公的年金等にかかる個人市民税の特別徴収の対象者、特別徴収の方法を新たに定めたものであります。

40ページから41ページをご覧ください。第47条の3は、公的年金等にかかる個人市民税の特別徴収義務者を新たに定めたものであります。

ところで、5月7日に開催されました全員協議会の場におきまして、「特別徴収義務者とは」とのご質問に、「社会保険庁」であるとの回答をさせていただきました。しかし、その後調査確認したところ、特別徴収義務者とは、特別徴収対象年金給付の支払いをする年金保険者で、具体的には社会保険庁のほか、地方公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興共済事業団、及び農林漁業団体職員共済組合がその対象となることか判明いたしました。改めてご説明申し上げます。

第47条の4は、公的年金等にかかる特別徴収税額の納入時期、特別徴収税額の算定方法を新たに定めたものであります。

41ページから42ページをご覧ください。第47条の5は、公的年金等にかかる4月、6月、8月の支給月における仮特別徴収税額の算定方法を新たに定めたものであります。

42ページから43ページをご覧ください。第47条の6は、公的年金等にかかる特別徴収税額の普通徴収税額への繰り入れ、過誤納があった場合の取り扱いについて新たに定めたものであります。

43ページから44ページをご覧ください。第48条は見出しの修正、同条第1項及び同条第4

項は条文中の字句の修正であります。

第50条も見出しの修正、同条第1項の条分中の字句の修正及び地方税法の改正に伴う引用条名の変更であります。

45ページをご覧ください。第51条第1項第4号は公益法人制度改革関連3法の施行に伴う字句の修正であります。

45ページから48ページをご覧ください。第54条第5項は字句の修正、及び独立行政法人緑資源機構の解散に伴い独立行政法人森林総合研究所が承継する業務の用に供する一定の固定資産税を非課税とするなどの所要の措置を講じるための改正であり、同条第6項は字句の修正、同条第7項は字句の修正及び地方税法の改正に伴って行なわれた地方税法施行規則の改正に伴う引用条名の変更であります。

48ページをご覧ください。第56条第1項は、公益法人制度改革関連3法の施行に伴う字句の修正であります。

49ページから50ページをご覧ください。第123条第2項及び同条第3項は字句の修正であり、同条第4項は字句の修正のほか、密集市街地における防災街区の整備に関する法律第45条第1項第1号の事業がこの規定の適用対象となること、及び独立行政法人緑資源機構の解散に伴い、独立行政法人森林総合研究所が業務を承継することに伴い引用する法律名、条項を改めるものであります。同条第5項は字句の修正、及び第54条第5項に引用する規定がありますので、法律番号を削るものであります。

続きまして、条例の附則の改正についてご説明申し上げます。

51ページをご覧ください。附則第4条の2は、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる法人が、寄附を受けた財産が公益目的事業の用に供されなくなった等、一定の事由により、非課税承認が取り消された場合には、当該寄附を受けた公益法人等に対して寄附時の譲渡所得等にかかる個人市民税の所得割を課税するという規定を新たに定めたものであります。附則第5条第5項は、地方税法の改正に伴う引用条名の変更、及び適用条文の追加に伴う字句の修正であります。

51ページ末尾から52ページをご覧ください。附則第6条第3項は、附則第4条の2に引用



する規定が加わったことによる法律番号の削除であります。

53ページから54ページをご覧ください。附則第7条第2項及び附則第7条の3第2項は、個人の市民税の配当控除をする際に、外国税控除が適用されることに伴い、読み替え規定を改正するものであります。

また、附則第7条の3第3項は、個人住民税にかかる住宅ローン特別控除の申告手続き等にかかる特認規定を改めたものであります。

54ページから55ページをご覧ください。附則第7条の4は、地方公共団体へ寄附した場合の寄附金税額控除の算定について、特例措置を新たに定めたものでございます。

55ページから57ページをご覧ください。附則第8条第1項から第3項は、肉用牛の売却による事業所得にかかる市民税の課税の特例措置を見直すとともに、適用期限を平成24年度まで3年間延長するものであります。

57ページから60ページをご覧ください。附則第10条の2第1項から第4項は、地方税法の改正に伴って行われた地方税法附則の改正に伴う引用条名の変更であります。同条第5項及び同条第6項は字句の修正及び地方税法の改正に伴って行われた地方税法附則の改正に伴う引用条名の変更であります。また、同条第7項は、省エネ改修工事を行なった場合の固定資産税の減額措置が創設されたことにより、その手続きを新たに定めたものであります。

60ページから61ページをご覧ください。附則第10条の3第1項は、地方税法改正に伴う適用条文の追加及び地方税法の改正に伴って行われた地方税法附則の改正に伴う引用条名の変更であり、同条第2項は地方税法改正に伴い適用条文を追加したものでございます。

61ページから63ページをご覧ください。附則第16条の3は、上場株式等にかかる配当所得について創設された申告分離選択課税の取り扱いを新たに定めたものであります。同条第1項は、申告分離課税を選択した場合には配当控除の適用がないことが定められています。ただし、69ページにあります、附則第19条の6第1項において、平成22年度分から株式等譲渡損との損益が通算ができること、及びこれは議案集の27ページでございしますが、本条例附則第9項において、平成22年度・平成23年度分の特例措置として、課税配当所得の金額が100万円以下の場合には、市民税の所得割の税率を100分の1.8に軽減する措置が講じられてい

ます。

同条第2項は、総合課税を選択した場合には配当控除の適用があることが定められています。しかし、株式等譲渡損その損益通算はできません。同条第3項は、申告分離課税を選択した場合の読み替え規定を定めています。

63ページをご覧ください。附則第16条の4第3項は、地方税法の改正に伴う引用条名の変更及び外国税額控除、並びに寄附金税額控除の適用をした場合の読み替え規定の改正であります。

64ページから65ページをご覧ください。附則第17条第3項第2号及び附則第18条第5項第2号は、地方税法の改正に伴う引用条名の変更及び外国税額控除、並びに寄附金税額控除を適用した場合の読み替え規定の改正であります。

65ページから67ページをご覧ください。附則第19条第1項は、次の附則第19条の3の条文の削除とあわせて、上場株式等にかかる譲渡所得等の課税の特例、軽減税率が平成21年度限りで廃止される改正であります。ただし、議案集29ページであります。本条例附則第18項において、平成22年度・平成23年度分の特例措置として、上場株式等にかかる課税譲渡所得の金額が500万円以下の場合には、市民税の所得割の税率を100分の1.8に軽減する措置が講じられています。また同条第2項第2号は、地方税法の改正に伴う引用条名の変更及び外国税額控除、並びに寄附金税額控除を適用した場合の読み替え規定の改正であります。

67ページから68ページをご覧ください。附則第19条の2第2項は、株券の電子化に伴い、特定管理株式が価値を失った場合の株式等にかかる譲渡所得の課税の特例を適用するために、新たに所要の措置を講ずるよう定めたものであります。附則第19条の3は、さきほどご説明申し上げたとおり条文の削除であります。

68ページから69ページをご覧ください。附則第19条の5第1項は、源泉徴収選択口座内の上場株式等に対する配当等にかかる市民税の所得計算方の特例について新たに定めたものであります。同条第2項は、源泉徴収選択口座内配当がある納税義務者が市民税の申告により、配当控除の適用を受けようとする場合に必要の手続きを新たに定めたものであります。

69ページから72ページをご覧ください。附則第19条の6は、見出しの修正、条の繰り下げ

のほか、第1項は新たに上場株式等にかかる譲渡損失と申告分離課税を選択した上場株式等にかかる配当所得とのあいだで損益通算ができる特例を定めたものであります。

同条第2項は、源泉徴収選択口座内配当等がある場合の損益通算を受けるための手続きを定めています。

同条第3項は、損益通算の適用があった場合、上場株式等にかかる配当所得にかかる市民税の課税について読み替え規定を定めるものであります。

同条第4項は、上場株式等にかかる配当所得にかかる市民税の課税する場合の繰越控除の方法、字句の修正、本条に新たに3つの条項が加わったこと、並びに地方税法の改正に伴って行われた地方税法附則の改正に伴う引用条名の変更であります。

同条第5項は、新たに制定された読み替え規定であります。

同条第6項は、本条に新たに3つ条項が加わったこと、並びに地方税法の改正に伴って行われた地方税法附則の改正に伴う引用条名の変更であります。

同条第7項は、本条に新たに3つ条項が加わったこと、租税特別措置法の改正、地方税法の改正に伴って行われた地方税法附則の改正による引用条名及び条項の変更であります。

同条第4項は、新たに第1項から第3項が制定されたことにより、3項繰り下げられ、第2項の削除及び新たに第5項が加わったことにより、第6項及び第7項もそれぞれ3項ずつ繰り下げられました。

72ページから75ページをご覧ください。附則第20条は、いわゆるエンゼル税制の税制優遇措置の見直しに関する改正であります。エンゼル税制とはベンチャー企業による個人投資家からの資金調達をサポートするため創設された税制優遇措置です。ベンチャー企業への投資時点、株式売却時点で株式譲渡益に対する各種優遇措置が手当てされています。今回の改正で株式の未公開段階で倒産、生産されたとき、あるいは未公開段階で売却をした際に、株式譲渡損が発生した場合、その損失を他の株式譲渡益から翌年以降3年間繰越控除できる優遇措置は存続されましたが、一方、本条第7項、第8項が削除され、株式公開後売却した場合や未公開段階で株式譲渡益が発生した場合、株式譲渡益を2分の1に圧縮する優遇措置は廃止されました。

なお、同条第1項は、地方税制改正に伴って行われた地方税法附則の改正、及び地方税法施行附則の改正に伴う引用条項の変更であり、同条第2項は、本条第7項、第8項が削除されたことに伴う字句の削除であります。

同条第3項は、地方税法改正に伴って行われた地方税法附則の改正に伴う引用条項の変更であり、同条第4項は、附則第19条の3が削除されたことによります字句の削除、修正であります。

75ページから76ページをご覧ください。附則第20条の2第2項は、地方税法の改正による引用条名の変更及び外国税額控除、並びに寄附金税額控除を適用した場合の読み替え規定の改正であります。

76ページから79ページをご覧ください。附則第20条の4第2項及び第5項も地方税法の改正による引用条名の変更及び外国税額控除、並びに寄附金税額控除を適用した場合の読み替え規定の改正であります。同条第3項は、軽減税率の適用期限満了に伴う字句の削除、同条第6項は、引用条名の変更であります。

79ページをご覧ください。附則第20条の5第2項は、字句の修正であります。

80ページをご覧ください。附則第21条は、公益法人制度改革関連3法が施行された後も、平成21年度から平成25年度までの5年間に限り、固定資産税を免除とする移行措置を新たに定めたものであります。

なお、この条例は公布の日から施行しますが、附則第1条第1号に掲げる改正規定の施行日は平成21年1月1日、同条第2号に掲げる改正規定の施行日は平成21年4月1日、同条第3号に掲げる改正規定の施行日は平成22年1月1日、同条第4号に掲げる改正規定の施行日は平成22年4月1日、同条第5項に掲げる改正規定の施行日は平成20年12月1日であります。

また、附則第2条は個人の市民税に関する経過措置、第3条は法人の市民税に関する経過措置、第4条は固定資産税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

### 委員会付託の省略

○議長（樋口雄史君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第1号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「専決処分の承認をについて」は、委員会への付託を省略することに決しました。

### 討 論

○議長（樋口雄史君） これより討論を行います。

4番。

○4番（山田 実君） おはようございます。それでは、議案第1号「専決処分の承認について」反対の立場から討論を行います。

昨年から今年にかけて、パンや味噌、そしてガソリン、灯油などの生活必需品が軒並み値上がりしています。それに加えて住民税などの税金や医療、介護などの社会保険料の連続値上げでお年寄りの生活、そして現役世代の生活に大きな打撃を受けています。高齢者世帯の

6割が年金収入のみ、わずか月額1万5,000円まで天引きの対象にするのは、健康で文化的な最低限度の生活を保障している憲法25条に違反しています。

また、消えた年金問題で本人が届け出をしない限り、記録の修正すらしない申請主義をとっておきながら、保険料の徴収は有無を言わずに強制的に天引きしてしまう。こんなやり方に市民が納得するでしょうか。

舛添大臣は、年金から天引きすることは払うほうにとっても利便性、効率性があると言っていました。これは取り立てる側の利便性ではないでしょうか。今回の国民健康保険税条例の改正で、後期高齢者医療制度の導入に合わせ、現役世代が払う保険料も後期高齢者の支援金に使われる部分と、それ以外の部分に色分けされ、憲法では現役世代や扶養家族の医療に使われる一般保険料と後期高齢者支援金などに使われる部分が特定保険料となり、国保では従来の医療分と後期高齢者支援分に別れ、40歳以上の国保被保険者は医療分、後期高齢者支援分、介護分と3つの部分からなる国保税を支払うこととなります。

自治体の中には、後期高齢者支援分が新たな負担増になるので、国保税の値上げはやむを得ないと宣言しているところもあります。厚生労働省はこれまで医療分として払っていたものを色分けしただけで、負担が増えるわけではないと説明していますが、今回の後期高齢者医療制度は負担が増える、減るの問題よりも、制度の中身に大きな問題があり、多くの自治体が中止、見直しの意見書を厚生労働省に提出し、医師会からも中止、見直しの声が広がっています。医療改革を理由にし、国の制度改変による影響がどうであれ、住民への犠牲転換は許されません。

最後に、この4月から後期高齢者医療制度に入られた市内在住のお母さんの声を紹介しておきます。「年金から一体どれだけ引かれるのやら、少ない年金でこつこつ頑張っているのに、上の人は勝手に決めてしまうんやろ」と、「わしら戦後は汗水流して国のために働いてきたのに、年とったら早く死ねということかい」と嘆いておりました。

以上で、議案第1号 専決処分に対する反対討論を終わります。

議員の皆さん、ご賛同をお願い申し上げます。以上です。

○議長（樋口雄史君） 原案に賛成の討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) これにて討論を終結いたします。

## 採 決

○議長(樋口雄史君) これより起立による採決を行います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

○議長(樋口雄史君) 起立多数であります。

よって議案第1号は、可決されました。

## 質 疑

○議長(樋口雄史君) 日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

## 委員会付託の省略

○議長(樋口雄史君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第2号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

## 討 論

○議長(樋口雄史君) これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) これにて討論を終結いたします。

## 採 決

○議長(樋口雄史君) これより採決いたします。

日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、これを承認することに決しました。

---

## 議案の上程(議案第3号・第4号)

○議長(樋口雄史君) 日程第5 議案第3号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、及び日程第6 議案第4号「熊野市入鹿温泉の供給に関する条例の一部を改正す



る条例案」を一括議題といたします。

## 提案説明

○議長（樋口雄史君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 議案第3号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布されたことに伴い、国民健康保険税において世帯員の後期高齢者医療制度への移行により生じる負担増の解消を目的とした減額措置などを規定するため、条例の一部を整備しようとするものであります。

議案第4号「熊野市入鹿温泉の供給に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、熊野市紀和B&G海洋センターのプールを温泉プール化したことにより、新たに入鹿温泉供給施設として追加するため、条例の一部を整備しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 上程議案の内容説明

○議長（樋口雄史君） 次に、内容の説明を求めます。

まず、議案第3号について。

税務課長。

（税務課長 和田 仁君 登壇）

○税務課長（和田 仁君） 議案第3号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律が、平成20年4月30日に公布されたことによります改正でございます。

今回の改正の主なものは、特定世帯にかかる減額措置にかかるもので、いわゆる特定世帯とは75歳に到達する方が国民健康保険から後期高齢者制度に移行することにより、「被保険者が1人になる」となる世帯を言います。

それでは、順を追ってできるだけ簡単にご説明申し上げます。

議案集では33ページでございますが、別冊議案説明資料でご説明させていただきます。

議案説明資料81ページから82ページの新旧対照表をご覧ください。

まずは、本則の改正であります。第6条は、新たに特定世帯及び特定同一世帯所属者についての定義と、特定世帯の基礎課税額の世帯別平等割額を定めています。

第10条は、新たに後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を定めています。

第18条第2項は、第6条第1項及び第6条第1項第1号に引用する規定が加わったことによる法律番号の削除であります。

82ページから84ページをご覧ください。第28条第1項第1号は新たに7割軽減世帯であり、かつ特定世帯の国民健康保険税の減額措置、同項第2号は5割軽減世帯であり、かつ特定世帯の国民健康保険税の減額措置、同項第3号は2割軽減世帯であり、かつ特定世帯の国民健康保険税の減額措置を定めています。

続きまして、条例の附則の改正についてご説明申し上げます。85ページから87ページをご覧ください。附則第6項から第9項は地方税法の改正に伴う字句の追加であります。

附則第10項及び第11項は字句の追加のほか、地方税法の改正に伴って行われた地方税法附則の改正に伴う引用条名の変更であります。

87ページから91ページをご覧ください。附則第12項から第16項は地方税法の改正に伴う字句の追加であります。この条例は公布の日から施行されますが、平成20年度分の国民健康保険税に適用されます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口雄史君） 議案第4号について。

地域振興課長。

(地域振興課長 向山兼司君 登壇)

○地域振興課長(向山兼司君) 議案第4号「熊野市入鹿温泉の供給に関する条例の一部を改正する条例案」について、内容のご説明を申し上げます。

議案集の36ページ、議案説明資料の92ページをご覧ください。

現在、入鹿温泉の供給施設は熊野市入鹿温泉瀧流荘、熊野市入鹿温泉瀧流荘「やすらぎの湯」、熊野市高齢者生活福祉センター、温泉スタンド、やま乃足湯の5箇所であります。熊野市紀和B&G海洋センタープールの有効利用を図るため、平成19年度にプール温泉化工事を実施し、スポーツ環境の充実を図るとともに、市民の健康づくりの場として整備されたことにより、入鹿温泉の供給に関する条例第2条に、熊野市紀和B&G海洋センターを追加するため条例の一部を改正するものであります。

附則につきましては、施行日を公布の日からとするものであります。よろしくご審議賜りまようすうお願い申し上げます。

## 質 疑

○議長(樋口雄史君) 日程第5 議案第3号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題とし、これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) これにて質疑を終結いたします。

## 委員会への付託

○議長(樋口雄史君) ただいま議題となっております議案第3号は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務財政常任委員会へ付託いたします。

## 質 疑

○議長（樋口雄史君） 日程第6 議案第4号「熊野市入鹿温泉の供給に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、これより質疑に入ります。

9番。

○9番（山本良正君） 1点お尋ねしたいと思いますが、ただいまの説明によりますと、新たに熊野市紀和B&G海洋センターが、その供給施設に関する条例ということで説明されました。温泉の湧出量は毎分だいたい今どれぐらいなのか。総じてだいたい今、入鹿温泉の湧出量も含めてお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（樋口雄史君） 地域振興課長。

○地域振興課長（向山兼司君） ちょっと今、資料を持っていません。後でご報告申し上げます。

○議長（樋口雄史君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） これにて質疑を終結いたします。

## 委員会への付託

○議長（樋口雄史君） ただいま議題となっております、議案第4号は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会へ付託いたします。

---

○議長（樋口雄史君） それでは、委員会審査のため暫時休憩いたします。

総務財政常任委員会は第3委員会室、産業建設常任委員会は第1委員会室でお願いいたします。

（午前 9時 55分）

---

○議長（樋口雄史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 21分）

---

### 各常任委員長報告

○議長（樋口雄史君） 日程第5 議案第3号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、及び日程第6 議案第4号「熊野市入鹿温泉の供給に関する条例の一部を改正する条例案」を一括議題といたします。

本件については、各委員会へ付託となっておりましたので、この際、各委員長の報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長の報告を求めます。

10番。

（総務財政常任委員長 山本洋信君 登壇）

○総務財政常任委員長（山本洋信君） 総務財政常任委員会に付託されました議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

本日、午前10時から委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査の結果、議案第3号 熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、賛成多数をもって原案を可とすることに決しました。

以上、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口雄史君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

2番。

（産業建設常任委員長 和田いく子さん 登壇）

○産業建設常任委員長（和田いく子さん） 産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

本日5月14日、午前10時から委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査した結

果、議案第4号 熊野市入鹿温泉の供給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

以上、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 委員長報告に対する質疑

○議長（樋口雄史君） これより、ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

まず、総務財政常任委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） 次に、産業建設常任委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） これにて各常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

### 討 論

○議長（樋口雄史君） 日程第5 議案第3号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。

4番。

○4番（山田 実君） それでは、議案第3号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」に対しまして、反対の立場から討論を行います。

議案第3号につきましては、さきほど専決処分議案第1号の反対討論の内容と同様のものになりますので、討論内容を省略させていただきます。

皆様、この議案に対しまして反対の立場でのご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（樋口雄史君） 原案に賛成の討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） これにて討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（樋口雄史君） これより起立による採決を行います。  
原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（ 多 数 起 立 ）

○議長（樋口雄史君） 起立多数であります。  
よって議案第3号は、可決されました。

## 討 論

○議長（樋口雄史君） 日程第6 議案第4号「熊野市入鹿温泉の供給に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（樋口雄史君） これより採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は可決であります。  
本件は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（樋口雄史君） 暫時休憩いたします。執行部は退場してください。

（午前 10時 27分）

---

○議長（樋口雄史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 28分）

---

#### 議長の辞職願いについて

○議長（樋口雄史君） 私、一身上の都合により、議長の辞職願いを副議長に提出いたしましたので、この際、副議長と交代いたします。

（副議長、議長席へ着席）

○副議長（前地 林君） 樋口議長が議長の辞職願いを提出されましたので、議長を交代いたしました。議事運営にご協力お願いいたします。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（前地 林君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定より、8番 樋口君の退席を求めます。

（8番 樋口雄史君 退席）

○副議長（前地 林君） 局長に議長辞職の願いを朗読いたさせます。

（議会事務局長 松下任克君 朗読）

○副議長（前地 林君） お諮りいたします。



樋口雄史君の議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、樋口雄史君の議長辞職を許可することに決しました。

(8番 樋口雄史君 着席)

○副議長(前地 林君) 8番 樋口雄史君から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

8番。

(8番 樋口雄史君 登壇)

○8番(樋口雄史君) 議長職辞職にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

この1年間、本当に議長という重い役職を担わせていただきました。とても貴重な経験をすることができました。何とか辛うじてその役職を全うできましたのも議員の皆さんのご指導、ご協力があったからこそと思っております。本当に心から厚くお礼を申し上げます。

今後は一議員として市政発展のために努力をしてまいります。皆さん本当に1年ありがとうございました。

---

## 議長の選挙

○副議長(前地 林君) ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

( 議 場 の 閉 鎖 )

○副議長(前地 林君) ただいまの出席議員は17名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

( 投 票 用 紙 の 配 付 )

○副議長(前地 林君) 投票用紙の配付もれはありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○副議長(前地 林君) 配付もれなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

( 投 票 箱 の 点 検 )

○副議長(前地 林君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の指名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

(局長の点呼に従い投票)

○副議長(前地 林君) 投票もれはございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○副議長(前地 林君) 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

( 議 場 の 開 鎖 )

○副議長(前地 林君) 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

1番 濱 重明君、9番 山本良正君、18番 堀 力君を指名いたします。

ただいま指名いたしました3人の諸君の立ち会いをお願いします。

(立ち会いのもと開票)

○副議長(前地 林君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17票、これはさきほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 16票、無効投票 1票、うち白票1票であります。

有効投票数中、山本洋信君 13票、松山秀夫君 3票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、山本洋信君が議長に当選されました。

山本洋信君が議長におられますので、本席から会議規則31条第2項の規定により、告知いたします。

山本洋信君の発言を許します。

10番。

(新議長 山本洋信君 登壇)

○新議長(山本洋信君) ただいまの議長選挙におきまして、不肖私山本洋信が議長に推挙されました。誠に光栄に存じます。改めて責任の重さをひしひしと感じているところでございます。もとより微力ではございますけれども、円滑な議会運営、公正な議会運営を目指して、さらに努力してまいりたいと思っております。

熊野市及び熊野市議会のますますの発展と、熊野市民が安心して生活できるまちづくりへの推進のため、議員皆様方のご指導とご協力を切にお願いいたしまして、簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。どうもありがと

うございました。

(拍手)

○副議長(前地 林君) 議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。

新議長と交代いたします。

議長、議長席にお着き願います。

(新議長、議長席に着席)

---

### 副議長の辞職願いについて

○新議長(山本洋信君) ただいま交代いたしました。よろしく願います。

ただいま副議長前地林君から、副議長の辞職願いが提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第 117条の規定より、前地議員の退席を求めます。

(12番 前地 林君 退席)

○新議長(山本洋信君) 局長に副議長辞職の願いを朗読いたさせます。

(議会事務局長 松下任克君 朗読)

○新議長(山本洋信君) お諮りいたします。

前地林君の副議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、前地林君の副議長辞職を許可することに決しました。

(12番 前地 林君 着席)

○新議長(山本洋信君) 前地林君から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。  
12番。

(12番 前地 林君 登壇)

○12番(前地 林君) この1年間、副議長として十分議長を補佐しきれたのか、また皆さんに副議長として十分なお配慮があったのか、非常に自分としても心もとないものでありましたが、大過なくこの1年間を副議長として過ごさせていただきましたのは、皆さんのご協力のお陰と存じます。どうもありがとうございました。

---

### 副議長の選挙

○新議長(山本洋信君) ただいま副議長が欠員となりました。  
お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

( 議 場 の 閉 鎖 )

○新議長(山本洋信君) ただいまの出席議員は17名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

( 投 票 用 紙 の 配 付 )

○新議長(山本洋信君) 投票用紙の配付もれはありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○新議長(山本洋信君) 配付もれなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

( 投 票 箱 の 点 検 )

○新議長(山本洋信君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の指名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

(局長の点呼に従い投票)

○新議長(山本洋信君) 投票もれはございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○新議長(山本洋信君) 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

( 議 場 の 開 鎖 )

○新議長(山本洋信君) 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、1番 濱 重明君、9番 山本良正君、  
18番 堀 力君を指名いたします。

ただいま指名いたしました3人の諸君の立ち会いをお願いします。

(立ち会いのもと開票)

○新議長（山本洋信君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17票、これはさきほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 15票、無効投票 2票のうち白票2票であります。

有効投票数中、大西三春さん 15票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3.75票であります。

よって、大西三春さんが副議長に当選されました。

大西三春さんが議場におられますので、本席から会議規則31条第2項の規定により、告知いたします。

大西三春さんの発言を許します。

7番。

（新副議長 大西三春さん 登壇）

○新副議長（大西三春さん） ただいまの選挙におきまして、大勢の議員の方々のご支持をいただき、副議長にご推挙いただきました。皆様の温かいご支援に対し、心より感謝申し上げます。

何分にも議員経験も浅く、未熟ものでございます。先輩の方々のご指導等をいただきながら、議長の補佐役としての務めをしっかりと果してまいりたいと思います。どうかよろしくご指導、ご協力賜りますようお願いを申し上げます。副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

---

○新議長（山本洋信君） 暫時休憩いたします。

11時15分から全員協議会を開会いたしますので、議員諸君は第3委員会室にご参集願います。

（午前 11時 07分）

---

○新議長（山本洋信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

監査委員の選任について

○新議長（山本洋信君） 日程第7 同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、堀議員の退席を求めます。

(18番 堀 力君 退席)

提案説明

○新議長（山本洋信君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 河上敢二君 登壇)

○市長（河上敢二君） 本臨時会に提出いたしました同意案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」につきましては、議員のうちから選任する監査委員として、堀力議員を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

採 決

○新議長（山本洋信君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております、同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」は、所定の手続きを省略して、これに同意することにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」は、これに同意することに決しました。

(18番 堀 力君 着席)

---

### 紀南病院組合議会議員の選挙

○新議長(山本洋信君) 日程第8「紀南病院組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、紀南病院組合同規約第5条の規定により、本市議会議員のうちから5名の議員を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新議長(山本洋信君) よって、議長において指名することに決しました。

紀南病院組合議会議員に、2番 和田いく子君、3番 増田幸美君、5番 下田克彦君、6番 岩本育久君、12番 前地 林君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました5名の議員を、紀南病院組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名しました5名の議員が、紀南病院組合議会議員に当選されました。

和田いく子君・増田幸美君・下田克彦君・岩本育久君・前地林君が、議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知します。

---

### 紀南介護保険広域連合議会議員の選挙

○新議長(山本洋信君) 日程第9「紀南介護保険広域連合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、紀南介護保険広域連合規約第8条の規定により、本市議会議員のうちから5名の議員を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新議長(山本洋信君) よって、議長において指名することに決しました。

紀南介護保険広域連合議会議員に、1番 濱 重明君、4番 山田 実君、5番 下田勝彦君、6番 岩本育久君、11番 中田悦生君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました5名の議員を、紀南介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名しました5名の議員が、紀南介護保険広域連合議会議員に当選されました。

濱重明君・山田実君・下田克彦君・岩本育久君・中田悦生君が、議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知します。

---

### 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

○新議長(山本洋信君) 日程第10「東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、東紀州農業共済事務組合同規約第6条の規定により、本市議会議員のうちから2名の議員を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新議長(山本洋信君) よって、議長において指名することに決しました。

東紀州農業共済事務組合議会議員に、9番 山本良正君、15番 清水純一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました2名の議員を、東紀州農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名しました2名の議員が、東紀州農業共済事務組合議会議員に当選されました。

山本良正君・清水純一君が、議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知します。

---

閉 会

○新議長(山本洋信君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて、平成20年5月熊野市議会臨時会を閉会いたします。

午前 11時 45分 閉会

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

---

署 名 議 員

---

署 名 議 員

---

熊野市議会旧議長

---

熊野市議会旧副議長

---